

青梅市墓地公園樹林墓地使用者の募集

◆ 申込みのしおり配布期間

令和 7 年 6 月 1 6 日（月）から 7 月 9 日（水）まで

◆ 申込期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から 7 月 1 1 日（金）まで
（直接持参する場合の受付時間…平日 8 時 3 0 分から 1 7 時まで）

◆ 申込場所（直接持参する場合）

〒 1 9 8 - 8 7 0 1 青梅市東青梅 1 - 1 1 - 1
青梅市環境部環境政策課管理係（市役所 5 階）
受付時間…平日 8 時 3 0 分から 1 7 時まで

◆ 申込方法

申込方法は、次のいずれかに限ります。

- 直接…樹林墓地使用申込書に必要事項を記入の上、申込場所へ直接持参する。
- 郵送…樹林墓地使用申込書に必要事項を記入の上、申込場所の住所まで郵送する。
（令和 7 年 7 月 1 1 日までの消印有効）

◆ 抽選日時および会場

令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 2 時
青梅市役所 2 階 2 0 1 会議室
（抽選会への出席を希望される方は、当日直接会場へお越しください）

問合せ先

青梅市環境部環境政策課管理係

電話番号 0 4 2 8 - 2 2 - 1 1 1 1（内線 2 5 3 6 ・ 2 5 3 7）

1 募集する墓地の種別

樹林墓地

2 申込区分、募集予定数および使用料等

No.	申込区分	募集予定数	使用料	補欠優先 順位
1	焼骨所持1体	30体	131,000円	(1)
2	焼骨所持2体	10体	262,000円	
3	焼骨所持1体 および生前1人	26体	262,000円	(2)
4	生前1人	10体	131,000円	(3)
5	生前2人	24体	262,000円	

※ 申込区分ごとの募集予定数に対して申込数が満たない場合は、余った枠を他の申込区分へ振り替えます。

※ 「焼骨所持1体」および「焼骨所持2体」とも、募集定員に達して、「焼骨所持1体および生前1人」のみ枠が余った場合「焼骨所持1体」および「焼骨所持2体」の申込区分を優先して枠を振り分けます。

※ 申込数が募集予定数を超えるときは、公開抽選を行い、使用予定者および補欠者を決定します。

※ 抽選方法の詳細は3ページ「7 使用予定者および補欠者の選考方法」のとおりです。

3 申込者資格

(1) 資格

ア 埋蔵しようとする焼骨を現に所持している場合は、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係が次のいずれかに該当すること。

- a 6親等以内の血族
- b 配偶者
- c 3親等以内の姻族
- d 養父母または養子

e その他市長が特に認めたもの

(イ) 令和4年4月1日以前から引き続いて青梅市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にもとづき、青梅市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 埋蔵しようとする焼骨を現に所持していない場合（生前申込の場合）は、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 申込者が自己のために使用する目的（申込者自身の埋蔵が目的）であること。

(イ) 令和4年4月1日以前から引き続いて青梅市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法にもとづき、青梅市の住民基本台帳に記録されていること。

(ウ) 申込者の生年月日が昭和35年4月1日以前であること。

(2) 注意事項

ア 分骨による申込みはできません。

イ すでに埋葬、納骨された焼骨での申込み（改葬）はできません。

ウ 現に所持している焼骨のための申込みは、焼骨1体につき1件です。

エ 自己のための生前の申込みは、申込者1人につき1件です。

オ 生前2人は生前の申込者2人が連名で申し込む区分です。

カ 生前の申込みの場合、当選後に使用予定者が提出する書類に第3者の緊急連絡先をご記入していただきます。第3者がいなければ、青梅市葬儀生前サポート契約（地域福祉課）等を検討してください。

キ 焼骨所持1体および生前1人、生前2人の区分では、埋蔵時期が異なる焼骨を隣り合わせで埋蔵できません。

ク 現在、樹林墓地に埋蔵施設が3基あり、埋蔵時期が異なる焼骨を同じ埋蔵施設内に埋蔵することができない可能性があります。

4 申込書の配布期間および配布場所

(1) 配布期間

令和7年6月16日（月）から7月9日（水）まで

（郵送請求を希望する場合は、原則7月2日（水）まで）

(2) 配布場所

青梅市役所本庁舎5階環境政策課、1階夜間窓口および各市民センターにて配布

(3) 郵送による申込書の受け取り

郵送による申込書の受け取りも受け付けます。ご希望される場合は、お電話で環境政策課までお申し出ください。原則 7 月 2 日（水）まで受け付けいたします。

5 申込期間、申込方法および申込場所

(1) 申込期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から 7 月 11 日（金）まで
（直接持参する場合の受付時間は平日 8 時 30 分から 17 時まで）

(2) 申込方法

申込方法は、次のいずれかに限ります。

○直接…樹林墓地使用申込書に必要事項を記入の上、申込場所へ直接持参する。

○郵送…樹林墓地使用申込書に必要事項を記入の上、申込場所の住所まで郵送する。（令和 7 年 7 月 11 日（金）までの消印有効）

(3) 申込場所

〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1
青梅市環境部環境政策課管理係（市役所 5 階）

6 申込みの際の注意事項

次の場合は申込みが無効となります。

(1) 申込期日までに申込書類の提出が間に合わなかった場合

（郵送の場合、令和 7 年 7 月 11 日を過ぎた消印となっているもの）

(2) 同一人が同一焼骨につき二重に申し込んだ場合

(3) 同一焼骨につき複数の者が申し込んだ場合

(4) 同一人が生前の申込みを二重に行った場合

(5) 提出書類に不備があり、補正される見込みがない場合

7 使用予定者および補欠者の選考方法

申込数が募集予定数を超えるときは、公開抽選を行い、使用予定者および補欠者を決定します。

(1) 抽選番号

抽選となった場合は、抽選番号を令和 7 年 7 月 18 日（金）以降に、郵送で申込者に通知します。

※ 抽選無しで当選となった申込者には許可申請書等の書類を送付しますので、しおりの 5 ページの「8 抽選結果通知の送付から使用開始まで」以降の手続きにお進みください。

(2) 抽選の日時および会場

ア 日時 令和7年8月7日(木) 午後2時

イ 会場 青梅市役所2階201会議室

※ 申込者は会場においでにならなくても差し支えありません。抽選会へのご来場の有無に関わらず、令和7年8月8日(金)までに抽選結果通知を発送します。

※ 抽選会では、座席の確保が難しい場合は入場をお断りする可能性があります。

(3) 余った枠の他の申込区分への振り替え

ア 抽選となる申込区分ごとの申込件数を抽選となる申込区分の申込件数の総数で割ります。

イ アによって算出した抽選となる申込区分全体から見た申込区分ごとの申込件数の割合を、余った枠の総数に乘じます。

ウ イによって余った枠を申込区分ごとに振り分ける枠数を決定します。

(例) 焼骨1体、焼骨2体、生前1人および焼骨1体の区分に総数40体分の余りが生じ、生前1人の申込件数が20件、生前2人の申込件数が60件だった場合

(ア) 生前1人の申込件数を生前1人および生前2人の申込件数の総数で割る。

$$20 \text{ 件} \div (20 \text{ 件} + 60 \text{ 件}) \times 100 = 25\%$$

(イ) 生前2人の申込件数を生前1人および生前2人の申込件数の総数で割る。

$$60 \text{ 件} \div (20 \text{ 件} + 60 \text{ 件}) \times 100 = 75\%$$

(ウ) (ア)で求めた割合を余った枠の総数に乘じる。

$$25\% \times 40 \text{ 体} = 10 \text{ 体}$$

(エ) (イ)で求めた割合を余った枠の総数に乘じる。

$$75\% \times 40 \text{ 体} = 30 \text{ 体}$$

以上より、生前1人の区分には追加で10体分、生前2人の区分には追加で30体分の枠を当初募集体数に追加で振り替える。

(4) 使用予定者の抽選

申込区分ごとに抽選番号が付された玉を全て抽選器に入れて行い、募集予定数(体数)に達するまで抽選を行います。

(5) 補欠者の抽選

各申込区分の使用予定者決定後、焼骨を所持している申込者を優先し、補欠優先順位の区分ごとに補欠順位を決定する抽選を行います。

※ 補欠者の繰り上げについては、8 ページ「11 補欠者の繰り上げ」を参照してください。

(6) 補欠者の権利有効期間

補欠者の権利は令和7年11月末日をもって消滅します。

8 抽選結果通知の送付から使用開始まで

(1) 抽選結果通知の送付

令和7年8月8日（金）までに発送

当選者には抽選結果通知と合わせて、許可申請書等の書類を送付します。

(2) 使用予定者辞退申出期限

令和7年8月20日（水）

(3) 許可申請書の提出期限

令和7年8月22日（金）

※ 申請書の他、住民票の写し（1か月以内）や焼骨との関係がわかる書類（戸籍謄本等）等をご提出いただきます。

(4) 樹林墓地使用料納付書の送付

令和7年9月5日（金）までに順次発送

※ 樹林墓地使用料は納付書に記載された納期限までに必ず納付してください。

(5) 使用許可予定期間

令和7年10月（予定）

※ 「青梅市墓地公園樹林墓地埋蔵届」（以下「埋蔵届」という。）や「青梅市墓地公園樹林墓地使用許可証」（以下「使用許可証」という。）等を送付します。

9 墓地公園使用上の注意

(1) 焼骨の埋蔵の申出

樹林墓地への焼骨の埋蔵は、市が予定した日に青梅市で行います。

樹林墓地使用者（以下「使用者」という。）は、環境政策課に埋蔵の旨をお申し出ください。その際、青梅市火葬場に焼骨等をご持参いただく日を調整いたします。

なお、青梅市火葬場には、埋蔵しようとする焼骨に埋蔵届、使用許可証および火葬許可証を添えてご持参ください。

(2) 使用権の承継

現に焼骨を所持する使用者が、焼骨の埋蔵を申し出る前に死亡等した場合、使用権を承継することができます。使用権を承継しようとする者は「青梅市墓地公園承継使用届」に使用許可証、火葬許可証の写しおよびその他の承継原因を証明する書類を添えて環境政策課に提出してください。

(3) 使用権の消滅

何らかの理由で焼骨の埋蔵を申し出る前に樹林墓地を使用しなくなったときは、「青梅市墓地公園樹林墓地不使用届」に使用許可証を添えて環境政策課に提出してください。

なお、既納の樹林墓地使用料は、原則としてお返しいたしません。

(4) 使用許可証の再交付

使用許可証を紛失したときは、「青梅市墓地公園使用許可証再交付申請書」を環境政策課に提出し、再交付を受けてください。再交付手数料は1件100円です。

(5) 使用許可証記載事項の変更

使用者の本籍、住所または氏名を変更したときは、すみやかに「青梅市墓地公園使用許可証記載事項変更届」に住民票の写し等を添え、環境政策課に提出し、使用許可証の訂正を受けてください。

(6) 合同墓誌への刻字

樹林墓地は埋蔵者または埋蔵予定者の氏名を、専用の合同墓誌に刻字することができます。合同墓誌へ刻字する場合は、次のことを遵守してください。

なお、青梅市では、合同墓誌への刻字業務は行っておりません。

また、施工業者の紹介等も行っておりませんので、使用者自身で施工業者を手配してください。

ア 合同墓誌への刻字を行う場合は、あらかじめ「青梅市墓地公園墓碑等工事施工届」を環境政策課に提出してください。

なお、施工日が焼骨の埋蔵日と重なった場合は、施工日を変更していただく場合があります。

イ 合同墓誌への刻字は、市長が定める基準に従い、合同墓誌の最上段の右端から順次左に向かって連続して刻字してください。左端まで刻字したら、改行して次の下段の右側から刻字してください。

ウ 刻字する字体は楷書体とし、調和のとれた文字で刻字してください。

エ 刻字する位置は指定できません。

(7) 墓参の方法

ア 献花や焼香は、施設正面に設けられている合同献花台で行ってください。

イ 合同献花台には、花および線香以外のものを置かないでください。

ウ 供物や卒塔婆は、持ち込まないでください。

エ 樹林墓地では、法事等は行わないでください。

(8) 罰則

ア 次のいずれかに該当する場合は、樹林墓地の使用許可を取り消すことがあります。

(ア) 使用許可を受けた目的以外に樹林墓地を使用したとき。

(イ) 使用権を譲渡したとき。

(ウ) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。

(エ) 偽りその他不正な手段により樹林墓地使用料の徴収を免れたとき。

(オ) 法令、青梅市墓地公園条例、同施行規則および指示に違反したとき。

イ 次のいずれかに該当した者は、5万円以下の過料に処することがあります。

(ア) 使用許可を受けた目的以外に樹林墓地を使用した者

(イ) 樹林墓地の使用権を譲渡し、または転貸した者

(ウ) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得た者

(エ) 偽りその他不正な手段により樹林墓地使用料の徴収を免れた者

(オ) 青梅市墓地公園条例、同施行規則および指示に違反した者

(カ) 使用許可を得ないで墓地公園を使用した者

(キ) 墓地公園内の施設を故意に滅失し、または毀損した者

10 樹林墓地説明会（要事前予約）

樹林墓地説明会を、以下のとおり実施します。

なお、樹林墓地については、随時ご覧いただけます。その際には、他の墓参者のご迷惑にならないよう、お願いします。

ただし、樹林墓地内部を見ることは他の方の遺骨もあることからできません。

(1) 日 時 令和7年6月19日（木）午前10時

(2) 集合場所 青梅市役所議会棟3階大会議室

(3) 定 員 40組

- (4) 申 込 み 6月18日(水)までに電話、市ホームページの専用フォーム、直接、環境政策課へ
(要予約・先着順)

(5) そ の 他

ア 説明会は市役所会議室でのスクリーンを用いた説明となります。

(説明会では現地見学を実施しませんので、見学をご希望される場合、各自直接樹林墓地へお願いします。)

イ 1組につき原則2名まででお願いします。

1 1 補欠者の繰り上げ

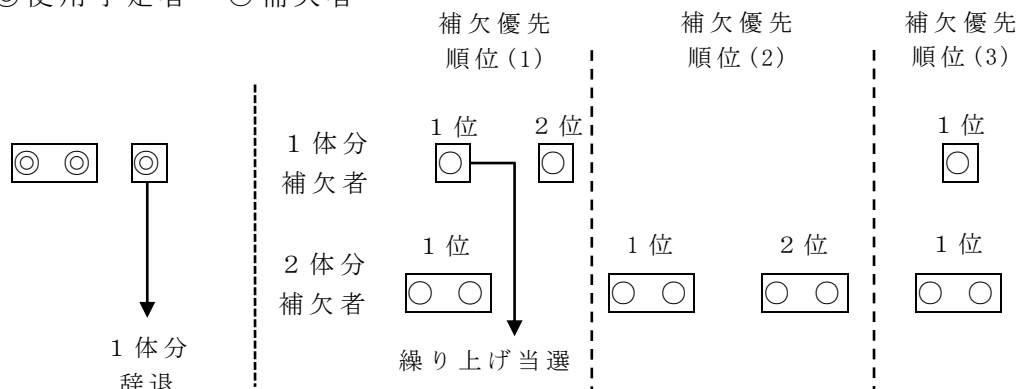
補欠の抽選は補欠優先順位の区分ごとに行い補欠順位を決定します。

1体分と2体分の申込者がいる場合は、それぞれの体数ごとに補欠者を選出します。使用予定者の中で辞退等が出た場合は、その体数に応じて補欠者上位の順から以下のとおりご連絡します。

なお、公開抽選で決定した補欠者数を超える辞退等が出た場合、市において抽選を行い、追加の補欠者を決定します。

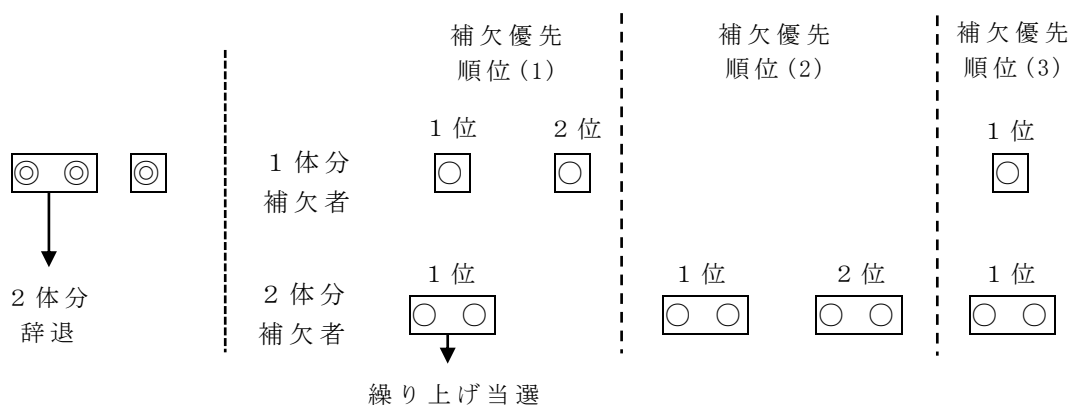
※ 補欠優先順位については、1ページ「2 申込区分、募集予定数および使用料等」の表を参照してください。

(例 1) ◎使用予定者 ○補欠者



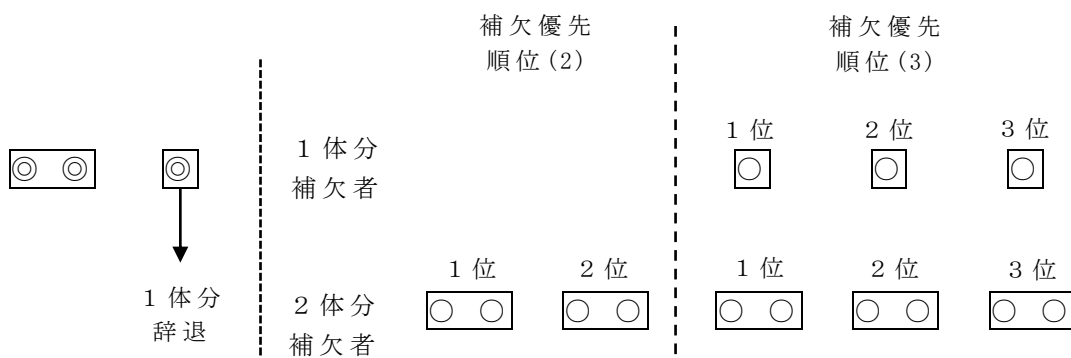
※ 1 体分の使用予定者が辞退し、1 体分補欠者 1 位と 2 体分補欠者 1 位の補欠優先順位が同じであるため、1 体分の補欠者上位の順から繰り上げ当選

(例 2) ◎使用予定者 ○補欠者



※ 2 体分の使用予定者が辞退し、1 体分補欠者 1 位と 2 体分補欠者 1 位の補欠優先順位が同じであるため、2 体分の補欠者上位の順から繰り上げ当選

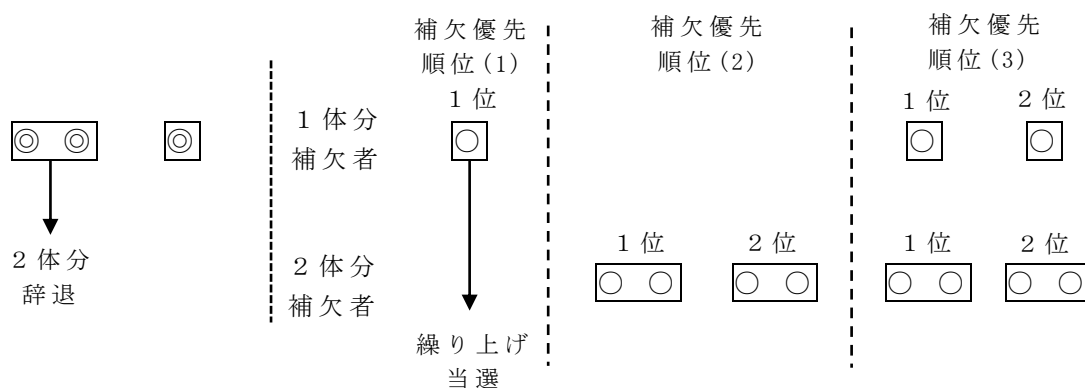
(例 3) ◎使用予定者 ○補欠者



※ 1 体分補欠者 1 位の補欠優先順位が 2 体分補欠者 1 位より低い
ため繰り上げは行わない。

追加辞退等があった場合は、補欠優先順位の高い 2 体分補欠者
1 位から繰り上げる。

(例 4) ◎使用予定者 ○補欠者



※ 2 体分補欠者 1 位の補欠優先順位が 1 体分補欠者 1 位より低い
ため 1 体分補欠者から繰り上げる。

また、残り 1 体分の辞退については、補欠優先順位 (3) の 1 体分補
欠者 1 位よりも補欠優先順位 (2) の 2 体分補欠者 1 位の補欠優先
順位が高いため、1 体分補欠者の繰り上げは行わず、追加辞退等があっ
た場合は、補欠優先順位が高いほうから繰り上げる。

【参考資料】樹林墓地断面図

樹林墓地には、下図にあるような埋蔵施設が3つ埋められており、焼骨を納骨することができます。

